

5.11.6
1874

勞務第三九五七號

昭和五年十一月二日

視察監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 吉田茂好殿
名 廳 府 縣長官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川
奉天 靜岡 福岡

建築金物商會職工紛争三問スル件

要旨 既報職工長問題ニ連リ暴行事件アリタルカ右三問ト去月二十九日噴
願書ヲ呈出セルニ工場主八回答ノ意志ナシ

管下 柴崎町宮下一五四建築金物商會ノ職工長問題ニ関シ傷害事
件ヲ惹起シタリレハ既報(十月二十七日勞務第三八四三號)ノ如右

- 一、勤続満一年五日給額(既給額)九時間分ヲ日給額ト見做ス十五日分
 - 二、勤続満一年以上五年迄一年ヲ増
 - 三、勤続満五年以上十年迄二年ヲ増
 - 四、勤続満十年以上十五年迄三年ヲ増
 - 五、勤続満十五年以上二十年ヲ増ス毎二年ニ
 - 六、本人ノ都合ニヨリ願出解僱場合ハ其事
 - 七、分ヲ加算
 - 八、於ケル欠勤日数ヲ斟酌シ前項標準ニ依リ
- 在職中ニ於ケル欠勤日数ノ計算ハ解僱願出前最近三年間ノ成績ヲ以テ之ニ依用スルコトトシ
但シ會社於テ考柄又ハ傷病ニヨリ職務ニ堪ヘザルモノト認めタルキハ解僱手當ヲ給與ス
會社、都合ニ依リ解僱スル場合ハ前条手當金ノ外九ニヨリ解僱手當金ヲ給與ス
一、在職年月ニ依リ日給半日分
- 前二条ニ依ル手當ハ二賃入社ノトキヨリ之ヲ起算ス
 - 二条ニ依ル手當ハ上九ノ区合ニ依リ忌引スルコトヲ得
 - 但シ業務ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ出勤ヲ求ムルコトヲ得
- 横柄
- 父母、養父母、継父母、配偶者、子、
 - 祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者、父母、
- 二条 依ル第一第三月曜日ニ臨時休業ヲ命ゼタルモノニ限リ三月以内ニ會社ノ都合ニ依リ之ヲ與
ハルコトアルニ
- 三、(三) 一、與見
- 才誠中家漢見舞トシテ一日六時間ヲ支給ス(日給五分)
合面、解職ニ對シテ金一封トシテ日給額三分日分ヲ支給ス
半減費用トシテ金百五十日ヲ支給ス (以上)

二条 依ル手當ハ二賃入社ノトキヨリ之ヲ起算ス

但シ業務ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ出勤ヲ求ムルコトヲ得

横柄

父母、養父母、継父母、配偶者、子、

祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者、父母、

二条 依ル第一第三月曜日ニ臨時休業ヲ命ゼタルモノニ限リ三月以内ニ會社ノ都合ニ依リ之ヲ與
ハルコトアルニ

三、(三) 一、與見

才誠中家漢見舞トシテ一日六時間ヲ支給ス(日給五分)
合面、解職ニ對シテ金一封トシテ日給額三分日分ヲ支給ス
半減費用トシテ金百五十日ヲ支給ス (以上)